

○千葉県地域防災計画新旧対照表【第1編 総則】

修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第1章 計画の目的及び構成</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>(略)</p> <p>このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。</p> <p><u>また、災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成25年12月千葉県防災基本条例を制定したところである。</u></p> <p><u>これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 計画の基本的な考え方</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 減災を重視した防災対策の方向性</b></p> <p>本県では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、<u>災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 地域防災力の向上</b></p> <p>(略)</p> <p>阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみinnで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、<u>自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、<u>千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 計画の目的及び構成</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>(略)</p> <p>このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。</p> <p>さらに、<u>県民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 計画の基本的な考え方</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 減災を重視した防災対策の方向性</b></p> <p>本県では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、<u>災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えていくものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 地域防災力の向上</b></p> <p>(略)</p> <p>阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみinnで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、<u>自主防災組織の機能強化や、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>このような取組みの強化と併せ、<u>県や市町村をはじめとする防災関係機関においても、県民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。</u></p> <p><u>さらに県は、この考え方に基づき、県民や事業者、県・市町村などの役割や取組み事項を明らかにすることにより防災意識の高揚を図り、県内全域の防災力の向上を目指す、(仮称) 防災基本条例を制定する。</u></p>

修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点</b></p> <p>高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、<u>旅行者等で特に配慮を要する者</u>などの<u>要配慮者</u>は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。</p> <p>（略）</p> <p>本県でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、<u>要配慮者</u>の視点に立った対策を講じるものとする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>千葉県 の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市町村のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者、<u>自主防災組織</u>等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。</p> <p><b>【市町村】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること</li> <li>2 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること</li> <li>3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</li> <li>4 災害の防除と拡大の防止に関すること</li> <li>5 <u>救助、防疫等及び保健衛生に関すること</u></li> <li>6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>8 被災市町村営施設の応急対策に関すること</li> <li>9 災害時における文教対策に関すること</li> <li>10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>11 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>12 被災施設の復旧に関すること</li> <li>13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること</li> <li>14 被災者の<u>避難生活</u>や生活再建の支援に関すること</li> </ol> <p><b>【指定地方行政機関】</b></p> <p>（関東管区警察局）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1～4 （略）</li> <li>5 <u>津波、火山警報等</u>の伝達に関すること</li> </ol> <p>（関東農政局）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防対策 <u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業</u>に関すること</li> <li>2 応急対策</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点</b></p> <p>高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの<u>災害時要援護者</u>は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。</p> <p>（略）</p> <p>本県でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、<u>災害時要援護者</u>の視点に立った対策を講じるものとする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>千葉県 の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市町村のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。</p> <p><b>【市町村】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること</li> <li>2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること</li> <li>3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</li> <li>4 災害の防除と拡大の防止に関すること</li> <li>5 救助、防疫等<u>り災者の保護</u>及び保健衛生に関すること</li> <li>6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>8 被災市町村営施設の応急対策に関すること</li> <li>9 災害時における文教対策に関すること</li> <li>10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>11 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>12 被災施設の復旧に関すること</li> <li>15 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること</li> <li>16 被災者の生活再建支援に関すること</li> </ol> <p><b>【指定地方行政機関】</b></p> <p>（関東管区警察局）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1～4 （略）</li> <li>5 <u>津波警報</u>の伝達に関すること</li> </ol> <p>（関東農政局）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防対策 <u>（1）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</u> <u>（2）農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、</u></li> </ol>

修正案	現行
<p>(1) <u>管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事</u></p> <p>(2) <u>飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事</u></p> <p>(3) <u>農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事</u></p> <p>(4) <u>営農技術指導、家畜の移動に関する事</u></p> <p>(5) <u>災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事</u></p> <p>(6) <u>応急用食料・物資の支援に関する事</u></p> <p>(7) <u>農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事</u></p> <p>(8) <u>食品の需給・価格動向や表示等に関する事</u></p> <p>(9) <u>関係職員の派遣に関する事</u></p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) <u>農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事</u></p> <p>(2) <u>災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</u></p> <p>4 その他</p> <p><u>災害時の政府所有米穀の供給に関する事（農林水産省生産局）</u></p> <p><b>（関東総合通信局）</b></p> <p>1 <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事</u></p> <p>2 <u>災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事</u></p> <p>3 <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関する事</u></p> <p>4 <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</u></p> <p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>（東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）</u></p> <p><u>（日本赤十字社千葉県支部）</u></p> <p>1、2（略）</p> <p>3 <u>義援金の募集及び受付に関する事</u></p> <p><b>（日本郵便（株））</b></p> <p>1 <u>災害時における郵便事業運営の確保</u></p> <p>2 <u>災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u></p> <p>(1) <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事</u></p> <p>(2) <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事</u></p> <p>(3) <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事</u></p> <p>(4) <u>被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事</u></p> <p>(5) <u>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事</u></p> <p>3 <u>災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事</u></p> <p><b>（ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株））</b></p> <p>1 <u>電気通信施設の整備に関する事</u></p> <p>2 <u>災害時等における通信サービスの提供に関する事</u></p> <p>3 <u>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</u></p>	<p><u>農地侵食防止等の施設の整備に関する事</u></p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) <u>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事</u></p> <p>(2) <u>災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事</u></p> <p>(3) <u>災害時における生鮮食料品等の供給に関する事</u></p> <p>(4) <u>災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事</u></p> <p>(5) <u>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事</u></p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) <u>災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事</u></p> <p>(2) <u>災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関する事</u></p> <p>4 その他</p> <p>(1) <u>農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事</u></p> <p>(2) <u>災害時の政府所有米穀の供給に関する事（農林水産省生産局）</u></p> <p><b>（関東総合通信局）</b></p> <p>1 <u>電波及び有線電気通信の監理に関する事</u></p> <p>2 <u>防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事</u></p> <p>3 <u>災害時における非常通信の確保に関する事</u></p> <p>4 <u>非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事</u></p> <p>5 <u>関東地方非常通信協議会の運営に関する事</u></p> <p>6 <u>災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関する事</u></p> <p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>（東日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</u></p> <p><u>（日本赤十字社千葉県支部）</u></p> <p>1、2（略）</p> <p>3 <u>義援金の募集及び配分に関する事</u></p> <p><b>（郵便事業（株））</b></p> <p>1 <u>災害時における郵便事業運営の確保</u></p> <p>2 <u>災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u></p> <p>(1) <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事</u></p> <p>(2) <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事</u></p> <p>(3) <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事</u></p> <p>(4) <u>被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事</u></p> <p>(5) <u>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事</u></p> <p><b>（郵便局（株））</b></p> <p><u>災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事</u></p> <p>（新設）</p>

修正案	現行
<p><u>(福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))</u> 災害時における物資の輸送に関すること</p> <p>【指定地方公共機関】 京葉瓦斯(株)、大多喜ガス(株)、千葉ガス(株)、房州瓦斯(株)、京和ガス(株)、銚子瓦斯(株)、野田ガス(株)、角栄ガス(株)、東日本ガス(株)、総武ガス(株)、日本瓦斯(株)、<u>(一社)千葉県LPガス協会</u></p> <p>((公社)千葉県医師会)</p> <p>((一社)千葉県歯科医師会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 歯科医療活動に関すること</li> <li>2 歯科医師会と医療機関及び<u>歯科関係団体との連絡調整に関すること</u></li> </ol> <p>((一社)千葉県薬剤師会)</p> <p>((公社)千葉県看護協会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>医療救護活動に関すること</u></li> <li>2 <u>看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること</u></li> </ol> <p>((一社)千葉県トラック協会及び<u>(一社)千葉県バス協会</u>)</p> <p>【公共的団体】 (社会福祉協議会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>要配慮者の支援</u></li> <li>2 災害時におけるボランティア活動の支援</li> </ol> <p>【県民、自主防災組織等】 (県 民)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄に努めること。</u></li> <li>2 <u>地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること</u> また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること</li> </ol> <p>(事業者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること</u></li> <li>2 <u>地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること</u></li> <li>3 <u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めること</u></li> </ol>	<p>(新設)</p> <p>【指定地方公共機関】 京葉瓦斯(株)、大多喜ガス(株)、千葉ガス(株)、房州瓦斯(株)、京和ガス(株)、銚子瓦斯(株)、野田ガス(株)、角栄ガス(株)、東日本ガス(株)、総武ガス(株)、日本瓦斯(株)、<u>(社)千葉県エルピーガス協会</u></p> <p>((社)千葉県医師会)</p> <p>((社)千葉県歯科医師会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 歯科医療活動に関すること</li> <li>2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること</li> </ol> <p>((社)千葉県薬剤師会)</p> <p>(新設)</p> <p>((社)千葉県トラック協会及び(社)千葉県バス協会)</p> <p>【公共的団体】 (社会福祉協議会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害時要援護者の支援</u></li> <li>2 災害時におけるボランティア活動の支援</li> </ol> <p>【県民及び事業所等】 (県 民)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティーの形成に努めること</u></li> <li>2 <u>県及び市町村等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること</u></li> </ol> <p>(事業所)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること</u></li> <li>2 <u>集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること</u></li> <li>3 <u>事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること</u></li> </ol>

(自主防災組織)

- 1 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- 2 県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めること

第4章 地勢概要等

1 地勢

表1 千葉県の地勢一覧(千葉県勢要覧 平成25年版)

県庁所在地	千葉市中央区市場町1番1号	E 140° 07' N 35° 36'
広 ぼ う	東西 102.6km 南北 133.9km	(以上平成25年4月1日現在)
面 積	5,156.62k m <sup>2</sup>	
(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上平成25年10月1日現在)
海岸線延長	534.422km	(平成24年3月31日現在)

表2 主要山岳

山 岳 名	標 高(m)	所 在 地
愛 宕 山	<u>408.1</u>	鴨川市、南房総市
鹿 野 山	379.0	君津市、富津市
清 澄 山	377.0	鴨川市
二 ツ 山	376.0	鴨川市
御 殿 山	<u>363.7</u>	南房総市
富 尊 山	<u>349.3</u>	南房総市
石 尊 山	<u>347.8</u>	君津市、夷隅郡大多喜町
元 清 澄 山	<u>344.3</u>	鴨川市、君津市
八 良 塚	342.0	君津市
御 獄 山	341.0	夷隅郡大多喜町
伊 予 ケ 岳	<u>336.3</u>	南房総市
嶺 岡 浅 間	<u>334.7</u>	鴨川市
高 岩 山	330.0	富津市、君津市
鋸 山	<u>329.1</u>	富津市、安房郡鋸南町
高 鶴 山	326.0	鴨川市
鬼 泪 山	<u>319.2</u>	富津市
経 塚 山	<u>310.5</u>	南房総市

(新設)

第4章 地勢概要等

1 地勢

表1 千葉県の地勢一覧(千葉県勢要覧 平成22年版)

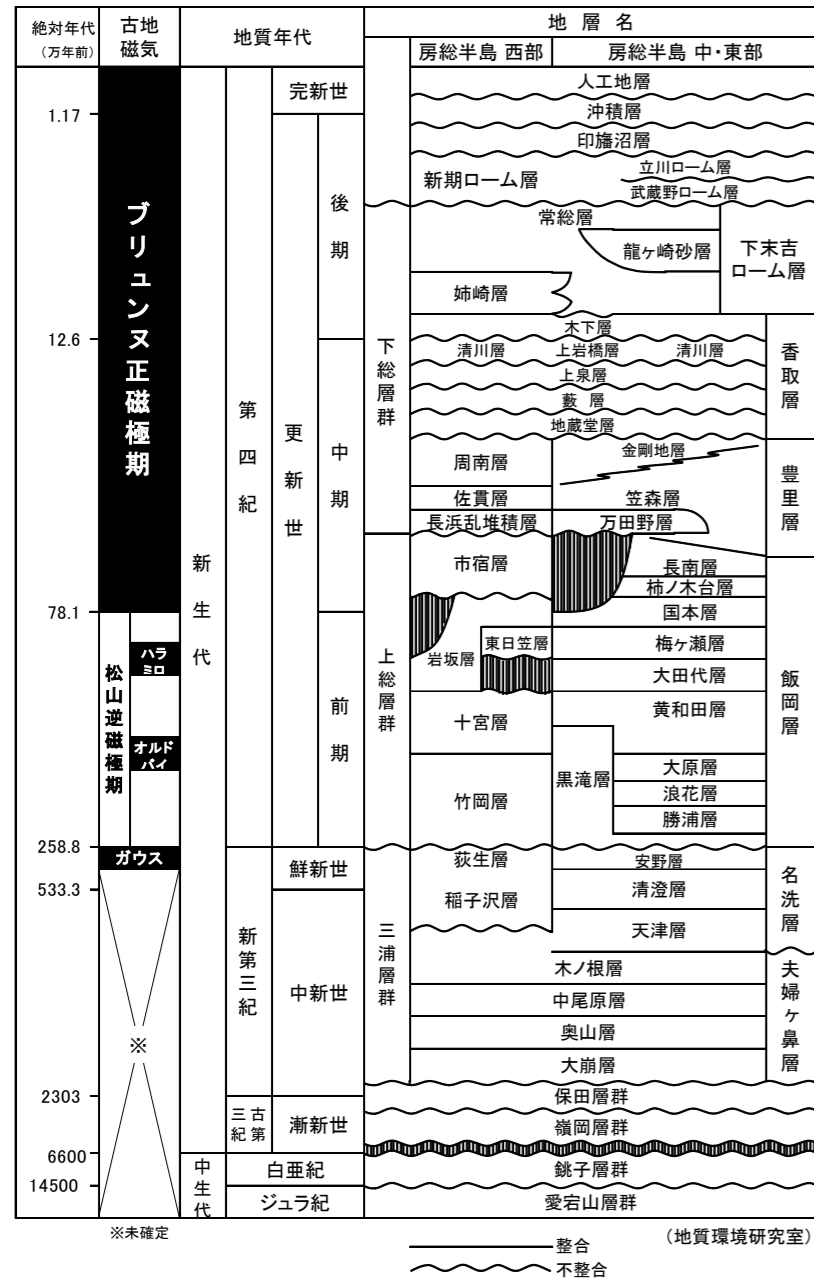
県庁所在地	千葉市中央区市場町1番1号	E 140° 07' N 35° 36'
広 ぼ う	東西 102.6km 南北 133.9km	(以上平成22年4月1日現在)
面 積	5,156.60k m <sup>2</sup>	
(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上平成22年10月1日現在)
海岸線延長	534.291km	(平成21年3月31日現在)

表2 主要山岳

山 岳 名	標 高(m)	所 在 地
愛 宕 山	<u>408.2</u>	鴨川市、南房総市
鹿 野 山	379.0	君津市、富津市
清 澄 山	377.0	鴨川市
二 ツ 山	376.0	鴨川市
御 殿 山	<u>363.9</u>	南房総市
富 尊 山	<u>349.5</u>	南房総市
石 尊 山	<u>347.6</u>	君津市、夷隅郡大多喜町
元 清 澄 山	<u>344.2</u>	鴨川市、君津市
八 良 塚	342.0	君津市
御 獄 山	341.0	夷隅郡大多喜町
伊 予 ケ 岳	<u>336.6</u>	南房総市
嶺 岡 浅 間	<u>334.8</u>	鴨川市
高 岩 山	330.0	富津市、君津市
鋸 山	<u>329.5</u>	富津市、安房郡鋸南町
高 鶴 山	326.0	鴨川市
鬼 泪 山	<u>319.3</u>	富津市
経 塚 山	<u>310.7</u>	南房総市

2 地質

図1 千葉県地質層序表

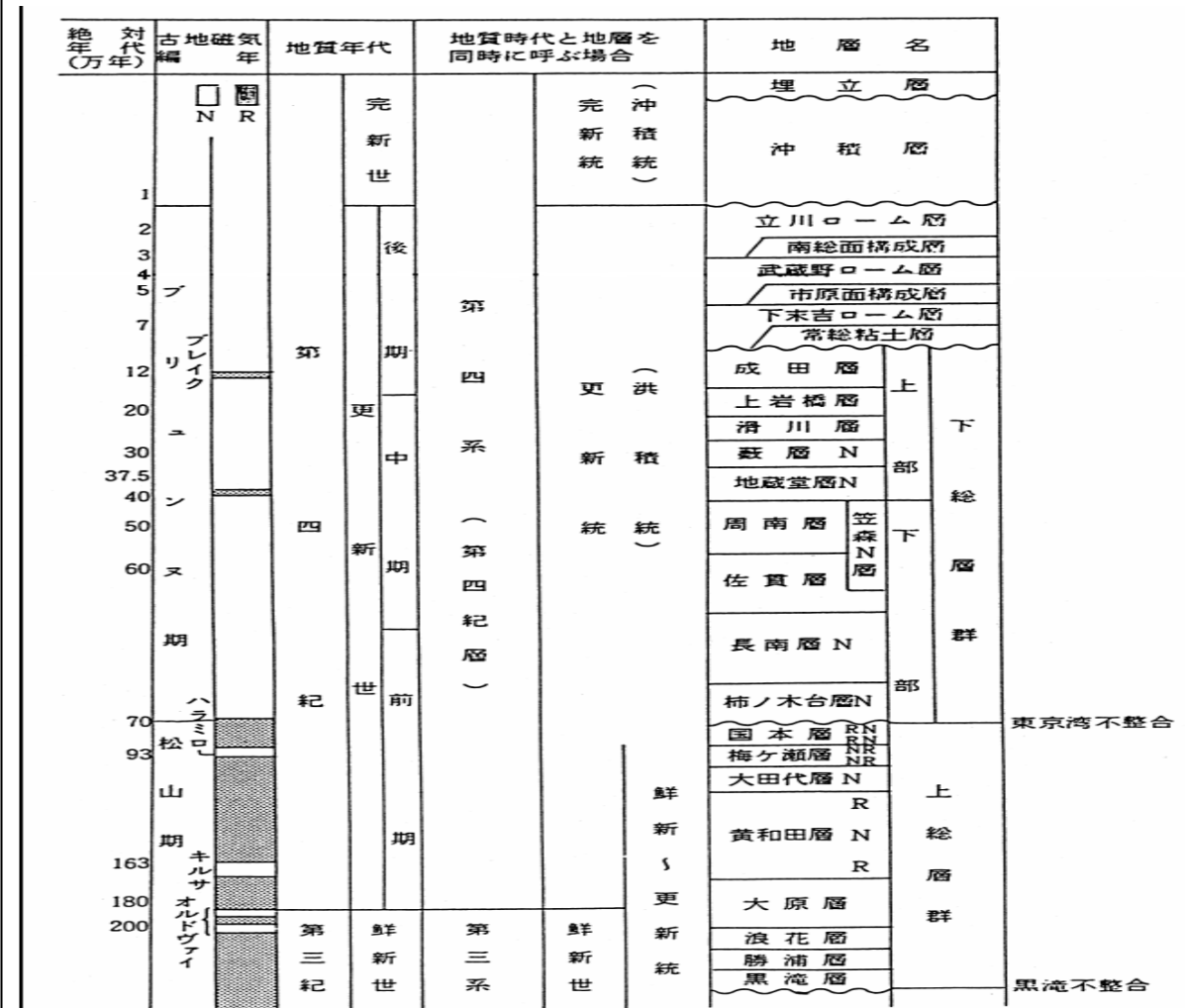


4 社会環境 (略)

さらに、急速な高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人などの要配慮者と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しはじめています。

2 地質

図1 千葉県第四紀層



4 社会環境 (略)

さらに、急速な高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人などの災害時要援護者と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しはじめています。

修正案

5 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
18	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子験潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で 23.7km <sup>2</sup> に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成 27 年 3 月 2 日現在 死者 22 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 256 名。建物全壊 801 棟、半壊 10,133 棟、一部損壊 54,999 棟、建物被災 15 件、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 24,300 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 34 万 7 千戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質の検出された。

(2) 風水害

災害原因	発生年月日	被害の概要						がけくずれ発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
台風 18 号	平成 21 年 10 月 8 日	—	24	1	1	4	23	—
台風 9 号	平成 22 年 9 月 8 日	—	1	—	—	114	191	—
台風 15 号	平成 23 年 9 月 20 日	—	23	—	—	1	3	1
野田市竜巻災害	平成 25 年 9 月 2 日	—	1	1	5	—	—	—
台風 26 号	平成 25 年 10 月 15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34

現行

5 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
18	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子験潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で 23.7km <sup>2</sup> に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成 24 年 3 月 1 日現在 死者 20 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 251 名。建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物被災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 12,600 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 35 万 3 千戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質の検出された。

(2) 風水害

災害原因	発生年月日	被害の概要						がけくずれ発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
平成 21 年 10 月 大雨・洪水	平成 21 年 10 月 8 日	—	24	1	1	4	23	—

修正案										現行
平成 26 年 大雪被害	平成26年 2 月 8 日	2	450	0	0	0	0	0	0	
平成 26 年 大雪・大雨 洪水	平成26年 2月14日 ～15日	0	96	0	0	0	0	0	0	
台風 18 号	平成26年10 月 5 日	2	14	0	1	4	30	9		